

福岡県設計・調査等委託業務 成績評定要領について

平成18年6月16日
18管第2102号
総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

このことについて、福岡県が発注する設計・調査等の委託業務について、成績評定を行うことにより、受注業者のより真摯な取り組みを促し、当該業務の円滑な進捗並びに成果品の品質確保を図るとともに、この成績評定データを蓄積した上で、適正な業者選定への活用を図るため、「福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領」を定め、成績評定を実施することといたしましたので、内容を十分に理解の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

上記のとおり命により通達します。

福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領

最終改正 令和5年3月3日 4財活第2712号

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県が発注する建設委託業務に係る設計・調査等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、契約金額が500万円を超える委託業務で次に掲げるもの（以下「業務」という。）とする。

- (1) 設計業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 測量業務（用地測量を含む。）、地質調査業務及び単純調査業務（調査業務及び計画業務のうち簡単なものをいう。）

(評定の内容)

第3条 評定は、業務の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者のいずれかとする。

- (1) 当該業務の契約を担当する所属の長（以下「所属長」という。）
 - (2) 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第177条に規定する当該業務の検査員（以下「検査員」という。）
 - (3) 所属長が指定する者
- 2 前項の規定にかかわらず、農林水産部、県土整備部及び建築都市部（以下「発注部」という。）においては、検査員及び各発注部で定める者が評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、別記考査基準に基づき、業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、委託業務成績評定表（様式第1号その1又は様式第1号その2）に記載もしくはその内容を記録するものとする。
- 3 評定の詳細については、発注を行う部局（以下「部局」という。）が別に定めるものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は業務が完了したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の提出)

第7条 評定者は、評定を終了したときは、速やかに、関係書類を添えて委託業務成績評定結果提出書（様式第2号）により、評定結果を所属長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 所属長は、評定者から評定結果の提出があったときは、速やかに、当該業務の受託者に対

して、委託業務成績評定通知書（様式第3号その1-1又は様式第3号その2-1）により、評定結果を通知するものとする。

- 2 評定の通知を行った後、正当な理由により評定を修正した場合は速やかに、委託業務成績評定通知書（様式第3号その1-2又は様式第3号その2-2）により、評定結果を通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から10日間（福岡県の休日を含む。）、委託業務成績結果説明請求書（様式第4号）により、通知を行った所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項の規定により説明を求められたときは、同項の期間の末日の翌日から起算して10日以内（県の休日を含む。）に、委託業務成績評定に係る説明書（様式第5号）により回答するものとする。

- 3 所属長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会の審議を経るものとする。

- 4 所属長は、第2項の回答を行ったときは、説明申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（工事成績評定評価委員会）

第10条 前条の工事成績評定評価委員会は、各部局において設置するものとする。

（各発注部の協力等）

第11条 各発注部は、評定の詳細の改正等の際して発注部間で協議するものとする。また、各部局から評定について協力要請があったときは、これに応じるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

委託業務成績評定表

所属名 _____

委託業務名					
契約金額	当初 ¥				最終 ¥
履行期間	～				
完了年月日					
完了検査年月日					
契約相手方住所氏名	住所：	業務委託の分類(指名の業種とあわせること)			
	氏名：	種類			
管理技術者氏名		部門			
照査技術者氏名		詳細			
担当技術者氏名 ①		⑤			
担当技術者氏名 ②		⑥			
担当技術者氏名 ③		⑦			
担当技術者氏名 ④		⑧			
監督(調査)員所属・氏名			点(注1)		
主任監督(調査)員又は係長所属・氏名			点(注1)		
検査員所属・氏名			点(注1)		
考査項目		業務評定 (注1)	技術者評定		
			管理技術者	担当技術者	照査技術者
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画			
	実施状況の評価	執行管理			
		品質管理			
		業務特性			
		創意工夫			
説明調整能力の評価	説明調整能力				
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観				
結果の評価	成果品の品質				
①小計(注2)					
②事故等による減点					
③瑕疵修補又は損害賠償による減点					
④総合評定点=①+②+③					
所見	監督(調査)員	主任監督(調査)員又は係長	検査員		

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

※ 各考査項目ごとの採点は、監督(調査)員、主任監督(調査)員又は係長それぞれに対応した、発注を行う部局が別に定める採点表により行い、検査員の評価に先立ち記入する。

※ 本表の考査項目以外の記載事項各欄については、発注を行う部局が別に定めることができるものとする。

委託業務成績評定表	
年 月 日	
所属名 _____	
業務名称	
契約金額	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
完了年月日	年 月 日
完了検査年月日	年 月 日
契約相手方名称・所在地	名称: 所在地:
業務主任技術者氏名	
実務技術者氏名	総合: 構造: : 電気: 機械: :
総括調査員所属・氏名	所属: 氏名:
調査員所属・氏名	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
検査職員所属・氏名	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
	所属: 氏名:
業務評定点	
業務評定点(総合点) ①-③又は①-③-④ (65.0) [] (再通知を行った日付 年 月 日)	
業務評定点(総合点)の内訳	
① 業務評定点(総合点:減点無し)	(65.0) []
② 基礎点	(65.0) []
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	(-) []
④ 業務完了後に生じた事由による減点	[]
業務主任技術者評定点	
業務主任技術者評定点	(65.0) []
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳	
総合 (65.0) []	電気 (65.0) []
構造 (65.0) []	電気積算 (65.0) []
建築積算 (65.0) []	機械 (65.0) []
	機械積算 (65.0) []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記して押印すること。
 その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。
 ※[]内は修正後
 ※業務主任技術者とは、「業務委託契約約款」第15条に定める業務の技術上の管理を行う者をいう。ただし、農林水産部においては、管理技術者をいう。
 ※実務技術者とは、業務主任技術者の下で、担当分野に係る業務を履行する技術者をいう。ただし、農林水産部においては、担当技術者をいう。
 ※総括監督員とは、農林水産部においては、係長をいう。

年 月 日

委託業務成績評定結果提出書

所属長 職名 殿

(提出者)

年度

起工番号

委託業務名

業務箇所

委託業者

委託金額 円

上記委託業務について、福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を別紙のとおり提出します。

添付書類

(完 成)

- 委託業務成績評定表(様式第1号その1又はその2)
- 集計表
- 採点表

※ 委託業務成績評定結果提出書の起工番号、委託業務名等の記載事項並びに添付書類については、発注を行う部局が別に定めることができるものとする。

殿

所属長 職名

委託業務成績評定通知書

貴社(殿)が受注した業務について、福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日の翌日から10日間(県の休日を除く。)、疑問の内容を記入した書面により説明を求められます。

疑問に対する説明は、書面により回答します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 起工番号

2 委託業務名

3 履行期間

～

4 完了検査年月日

5 成績評定

点(項目別評定点は別表のとおり)

6 送付先及び問い合わせ先

住所

所属名

電話番号

殿

所属長 職名

委託業務成績評定通知書

貴社(殿)が受注した業務について、福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日の翌日から10日間(県の休日を除く。)、疑問の内容を記入した書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により回答します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 起工番号

2 委託業務名

3 履行期間

～

4 完了検査年月日

5 成績評定 (点 項目別評定点は別表のとおり)
修正評定点 点(項目別評定点は別表のとおり)

6 送付先及び問い合わせ先

住 所

所属名

電話番号

番 号
年 月 日

殿

所属長 職名

委託業務成績評定通知書

貴社（殿）が受注した業務について、福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日の翌日から10日間（県の休日を除く。）、疑問の内容を記入した書面により説明を求められます。

疑問に対する説明は、書面により回答します。

なお、説明を求めるときの書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 起工番号

2 委託業務名

業 務

3 履行期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 完了検査年月日

年 月 日

5 成績評定

総合点(基礎項目(注1)及び創意工夫項目(注2)の評価による)(注3)	点
基礎点(基礎項目のみの評価による)	点
業務主任技術者評定点(主任技術者に対する評価)(注4)	点

注1) 基礎項目とは、福岡県建築及び建築設備設計委託業務成績評定マニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、マニュアルに定める業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わず、創意工夫項目点は、総合点に算入しない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを算入する。

注4) 農林水産部においては、管理技術者に対する評価

A:総合点 B:基礎点 C:創意工夫項目点 D=減点

創意工夫の余地の
小さい業務

A = B - D

創意工夫の余地の
大きい業務

A = {(B-65)+C} × $\frac{35}{47}$ + 65 - D

6 送付先及び問い合わせ先

住 所

所 属 名

電 話 番 号

番 号
年 月 日

殿

所属長 職名

委託業務成績評定通知書

貴社(殿)が受注した業務について、福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日の翌日から10日間(県の休日を除く。)、疑問の内容を記入した書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により回答します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 起工番号

2 委託業務名

業 務

3 履行期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 完了検査年月日

年 月 日

5 成績評定

(修正評定点)

総合点(基礎項目(注1)及び創意工夫項目(注2)の評価による)(注3)	点
基礎点(基礎項目のみの評価による)	点
業務主任技術者評定点(主任技術者に対する評価)(注4)	点

注1) 基礎項目とは、福岡県建築及び建築設備設計委託業務成績評定マニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、マニュアルに定める業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わず、創意工夫項目点は、総合点に算入しない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを算入する。

注4) 農林水産部においては、管理技術者に対する評価

A:総合点 B:基礎点 C:創意工夫項目点 D=減点

創意工夫の余地の
小さい業務 $A = B - D$

創意工夫の余地の
大きい業務 $A = \{(B-65) + C\} \times \frac{35}{47} + 65 - D$

6 送付先及び問い合わせ先

住 所
所 属 名
電 話 番 号

別表

項目別評定点

業務名：

考 査 項 目	細 別	業務評定 (評定点 / 満点)	技術者評定			
			管理技術者 (注意1) (評定点 / 満点)	担当技術者 (評定点 / 満点)	照査技術者 (注意1) (評定点 / 満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	/	/	/	—
	実施状況の評価	執行管理	/	/	/	—
		品質管理	/	/	/	/
		業務特性	/	/	/	—
		創意工夫	/	/	/	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	/	/	/	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/	/	/	—
結果の評価	成果品の品質	/	/	/	/	
評定点の小計(注意2)		/	/	/	/	
事故等による減点						
瑕疵修補又は損害賠償による減点						
その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)						
総合評定点 (注2)						

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

様式第4号（第9条関係）

年度 (年災害)	○公共 ○災害	起工 査定	号
--------------	------------	----------	---

年 月 日 起案

年 月 日 決裁

委託業務評定結果説明請求書

福岡県

殿

年 月 日

受注者 住 所 市 町 大字
郡 村

商 号
氏 名

業 務 箇 所 線 市 町 大字
筋 郡 村

業務委託名

契約年月日 年 月 日

履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

完 成 年 月 日

請 求 理 由

.....

.....

.....

.....

工事成績評定評価委員会の開催（依頼）伺

上記の委託業務評定説明請求についての回答をするため、別紙案のとおり下記工事成績評定評価委員会に諮ってよろしいか、お伺いします。

工事成績評定評価委員会の区分 事務所 本庁

様式第5号（第9条関係）

公印省略

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

所属長 職名

委託業務評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 委託業務名

2 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

3 完成検査年月日 年 月 日

4 疑問に対する回答

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

考 査 基 準

1. 主任監督（調査）員又は係長考査基準

（1）考査方法

主任監督（調査）員又は係長は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

（2）評定点範囲

採点表（主任監督（調査）員又は係長用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

（3）事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－1を参考として－15点まで減点することができる。また、総合評点が採用された後に指名停止等の措置を行った場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表－1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

[適応事例]

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由： ）

（4）瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－ 1 0 点	－ 2 0 点

2. 監督(調査)員及び検査員審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。(評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない)

3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「設計業務」、「調査業務及び計画業務」、「測量業務、地質調査及び単純調査業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の審査をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「設計業務」、「調査業務及び計画業務」、「測量業務、地質調査及び単純調査業務」の3者のうちの複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・「設計業務」、「調査業務及び計画業務」、「測量業務、地質調査及び単純調査業務」対象部分のどれかが500万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「設計業務」、「調査業務及び計画業務」、「測量業務、地質調査及び単純調査業務」対象部分の複数が500万円を超えるとき、もしくはどれもが500万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。これらの取扱いは、監督(調査)員及び検査員で統一するものとする。